平成２６年（フ）第６号
愛媛県宇和島市別当３丁目４番32号　県営住宅宮の下団地
債務者　船岡里津子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第８号
愛媛県宇和島市寄松甲898番地１
債務者　高魚　和美
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第８号
福岡県小郡市小郡1536番地１　407号室
債務者　有尾　知子（旧姓相浦）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１７号
福岡県久留米市梅満町1624番地１　ハイデンレースラインＢ棟101号、前住所福岡県久留米市津福本町1720番地３　フラワーガーデン津福Ｄ棟102号
債務者　山口　伸也
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４４号
北九州市小倉南区星和台１丁目２番30号　ハイツ星和台203号
債務者　河村　充恵
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０８号
福岡県田川市大字伊田2739番地　三井伊田団地10―４―２
債務者　山本　朱実（旧姓吉永）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第７号
福岡県田川郡福智町伊方4272番地
債務者　西村　敏文
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第２号
福島県西白河郡西郷村大字米字向山46番地13
債務者　髙橋　裕太
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
金沢市彦三町１丁目15番20号　メゾン彦三205号、従前の住所金沢市兼六元町７番32号
債務者　中宮　　久
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第６号
岐阜県可児市今渡1619番地68　ユニキューブ今渡Ｃ、前住所愛知県瀬戸市幡山町６番地パークヒルズ瀬戸口Ｃ205
債務者　辻　　浩司
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２号
三重県三重郡川越町大字当新田204番地１　レオパレスＴアンドＴ110号室、前住所三重県伊賀市上野桑町1777番地
債務者　辻　　創士
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１５号
三重県四日市市別名１丁目８番３号　メゾン・ド・フォレ201
債務者　金子　清樹
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
京都市東山区泉涌寺雀ケ森町７番地７　石井方
債務者　宮原　克彦
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６４号
京都市伏見区西大文字町960番地　ベルハイツ107号
債務者　石岡　盛久
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６９号
京都市伏見区京町10丁目24番地１　ツインウエスト402
債務者　荒川こころ
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８６号
京都市伏見区深草大亀谷金森出雲町１番地59
債務者　宮田　厚子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９７号
京都市左京区岩倉西河原町５番地
債務者　山﨑　裕美（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係